

## 答 申

### 1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

丸亀市公平委員会（以下「実施機関」という。）が、平成20年10月8日、同年10月14日開催に係る会議録を部分開示とした決定（以下、「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨及び異議申立てに至る経過

#### （1）異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、丸亀市情報公開条例（平成19年6月22日条例第25号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「平成20年10月8日及び同年10月14日に開催された丸亀市公平委員会の会議録」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が、平成20年10月29日付けで部分開示の決定を行った本件対象公文書のうち、「付議事項に係る具体的協議内容の部分」（以下「本件申立部分」という。）を非開示としたことの取消しを求めるものである。

#### （2）異議申立てに至る経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年10月16日	開示請求受付
平成20年10月29日	実施機関が部分開示を決定
平成20年11月 5日	異議申立書受付

### 3 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している本件処分に対する意見は、次のとおりである。

#### （1）市民の利益との関係について

公平委員会は、地方自治法に基づき設立された行政機関であり、不当な人事権の行使を是正する権限を持つことにより、労働基本権を制約されている自治体職員の身分保障を実質的に担保する役割を持っている。公平委員会によるそ

うしたチェックが制度上、正常に機能することにより、職員は安心して働くことができ、その結果として住民福祉の増進につながるわけであり、市民の利害にも関わる問題である。

しかるに、実施機関が、職員からの不服申出を審査せず不受理却下したのは違法であるという一審、控訴審の判決に従わず、更に最高裁への上告にまで踏み切るには、公平委員会の存在目的からして真にやむを得ない理由（高度の公益性）が必要なはずであり、また市費によって裁判を継続させる以上、その目的と必要性について納税者たる市民に対し説明責任を有することは当然である。

したがって、実施機関による上告の決定が、どこまで真剣に議論がなされたのかを知る手がかりとして、本件申立部分の開示は必要である。

#### （２）上告決定の手續の正当性について

上告するかどうかは、訴訟当事者である公平委員会が自らの意志で決定しなければならないことだが、果たして本当に上告期限の迫った10月14日開催の公平委員会のなかで上告することが決定されたのか、その上告決定に至る経過が不透明であり、その手續の正当性を検証するためにも本件申立部分の開示は必要である。

#### （３）条例第7条第7号イ該当性について

実施機関は、部分開示決定の理由として、条例第7条第7号イの規定に基づく、争訟に係る事務に関する非開示情報であり、本争訟は係属中であることから、争訟事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるためとしている。しかしながら、そこでいう「不当に害するおそれ」の主体は何を指し、具体的にどのような事態の発生を想定しているのか不明であり、また、本件申立部分における高裁判決後の対応を協議した内容と係属中の裁判の争点とは無関係であり、単に係属中であることのみをもって非開示の理由とはならないと思料する。

また、実施機関が指摘する「他からの干渉」を受けるおそれは、いかなる公務の遂行上ありうることであって、委員の心理的萎縮の発生防止、他からの不当な干渉への対処を理由に情報を公開しないとすれば、それは、情報公開の精神に背くものであり、なによりも、すでに上告がなされた公知の事実からいって、他からの干渉を排除する理由は消滅したはずである。

#### 4 実施機関が部分開示決定とした理由

実施機関が、開示決定等通知書、意見書において主張している本件処分に関する意見は、次のとおりである。

( 1 ) 条例第 7 条第 7 号イ該当性について

本件対象公文書は、実施機関としての争訟に係る事務に関する情報であり、そのうち本件申立部分については、条例第 7 条第 7 号イに規定する非開示情報に該当するため非開示としたものである。

本件申立部分は、付議事項の具体的内容として、控訴審判決後の実施機関の訴訟当事者としての今後の対処方針を検討した過程に係るものであり、そうした対処方針の決定過程は、相手方と対等な立場で訴訟を遂行するために保護される必要があるものである。また、訴訟上主張する可能性がある情報について、それをその主張前に開示することは、結果的に訴訟における主張、立証、あるいは反論の手段を制約することになるというべきであり、開示した場合、今後の訴訟遂行に当たって、実施機関の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、争訟事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

( 2 ) 説明責任及び他からの干渉のおそれの排除について

実施機関における会議は原則非公開であるが、会議録については、開催日時、開催場所、出席者、付議事項、決定事項等を要録筆記の形で公開してきたところである。しかしながら、公平委員会は、公平・中立な準司法的機関としての機能を果たすことが期待される合議体の行政機関であり、審議過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を可能とすることが不可欠である。

本件申立部分は、付議事項の具体的内容(委員の意見)を記した部分であり、委員の公平・中立性、判断の適正性を確保するうえで、当該事務の適正な遂行に著しい支障を生じない特段の事情がない限り、慎重な配慮が求められることから非開示とするものである。

( 3 ) 実施機関としては、上告審終結の際には全部開示とするものである。

## 5 審査会の判断

審査会は、異議申立人、実施機関双方の意見書、資料及び申立人の意見陳述も含め審査した結果、以下のように判断する。

( 1 ) 本件対象公文書及び本件申立部分について

本件対象公文書は、実施機関が、付議事項である高松高等裁判所平成 20 年(行)コ第 2 号裁決取消請求控訴事件について、平成 20 年 10 月 2 日の控訴棄却判決後の対応を協議するために、平成 20 年 10 月 8 日及び同年 10 月 14 日開催した

各日における会議録のことであり、具体的には、「開会、閉会日時及び開催場所」、「出席委員及び（事務局）職員名」、「付議事項及びその内容」で構成され、末尾にいずれも実施機関を構成する委員長を含む2名の委員の協議事実を証するための署名がなされている。

本件申立部分は、実施機関が下した裁決の取消請求事件に関する一審、控訴審の判決結果を総括し、訴訟当事者としての実施機関が、どのような判断で上告を決定し、また、その対処方針を検討した過程を記載した部分である。

## （２）条例第7条第7号イ該当性について

条例第7条第7号では、「市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」については、公開しないことができると規定しており、イにおいて、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある」情報を非開示情報としている。

### ア 「争訟に係る事務」について

ここに言う「争訟に係る事務」とは、一般には現在提起され又は提起されることが想定されている争訟についての対処方針の策定や、そのために必要な事実調査等その遂行に関する事務を指すものと解され、本件対象公文書は、控訴審判決結果を受けた訴訟当事者としての実施機関が、今後の対応について協議し決定したことを証する文書であり、その本題を成す本件申立部分においては、前記4（1）に示すとおり、上告に向けた訴訟当事者としての対処方針を検討した過程が記されていることから争訟に係る事務に関して作成された公文書に該当するものといえる。

### イ 「当事者としての地位を不当に害するおそれ」について

異議申立人は、本争訟について係属中であるという実施機関の主張に対して、実施機関が控訴審判決後の対応に関し協議した内容と係属中の裁判での争点とは全く無関係であり、係属中であることをもって非開示の理由とはならないと主張する。

審査会は、非開示となった本件申立部分の内容を実際に見分したが、そこには実施機関が上告する意思決定をした根拠、対処方針を検討した過程が記載されており、それは控訴審までの争点を斟酌したうえでの訴訟当事者としての総合的判断を含むものであることから、異議申立人の言う主張は当たらないというべきである。したがって、上告する限りにおいて、この論拠は今

後の上告審においても主要な論点として引き継がれる可能性があるわけであり、本来、法廷において、対等な立場で論証し、抗弁する裁判において、それを主張する前に公開するということは、訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものといえる。

#### ウ 「他からの干渉」について

実施機関は、本件申立部分が公開されることになれば、その審議した具体的内容を口実に、委員が、外部の利害関係者等からの不当な圧力や干渉、委員個人の責任追及を加えられることになり、自由かつ活発な意見の交換が阻害されるおそれがあると主張する。一方、異議申立人もその可能性は常にあることを認めるが、それをおそれるあまり情報を開示しないとすれば、「依らしむべし、知らしむべからず」の考え方であり、情報公開の精神に反するものであると主張する。

しかるに、公平委員会は、地方公務員法に規定された準司法的作用を営む機関であり、他の審議会や一般の行政機関以上に中立、公平性、判断の適正性の確保が要求される場所である。まして、本事案のように実施機関が訴訟当事者として前記5(2)アに示した争訟に係る事務であれば、なおのこと、そこで検討、協議された内容を口実に、委員が、利害関係者等からの不当な圧力や干渉及び委員個人の責任追及が加えられることは十分に予想されることといわざるをえず、実施機関が主張するように、他からの干渉のおそれの排除について慎重な配慮が求められることは十分に理解できることである。

また、異議申立人は、本件申立部分における採決が公平委員二名によってなされたことから、現時点で上告したという事実はすでに自明のことゆえ、他からの干渉の排除は必要ないと主張するが、かように決定事実だけを捉えるのではなく、実施機関の総意としての公平委員二名による議事であるからこそ、一層、その意志決定過程における具体的内容は保護されるべきものと解すべきであり、かかる本件申立部分を開示することは、委員個人に対する説明要求、結果に対する責任追及等外部からの不当な干渉に発展するおそれは十分に予想しうることである。

#### (3) 説明責任について

条例は、第1条に、市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について市民に説明する義務と責任を果たし、より開かれた市政の実現することを目的とすると規定している。当審査会は、この前提に則して、上記のとおり、条例に示す個別の非開示情報の該当性を検討した結果、上記の判断に至ったところである。

実施機関は、上告審終結の際には、全部開示すると述べているとおりであり、

このことは、開示をする時期の問題として、上記に示す事務の遂行上著しい支障があるということであって、本件処分が情報公開の趣旨から説明責任を果たしていないということには当たらないといえる。

したがって、実施機関が、開催日時、出席者、付議事項についてのみ部分開示し、本件申立部分に限り、非開示とした本件処分は妥当であるといえる。

よって、以上のことを総合的に勘案して、当審査会は、1の審査会の結論のとおり判断する。

#### (4) 補足意見

前記5(2)条例第7条第7号イ該当性において、イ及びウを非開示の理由とするのは、本件に関しては不適切であるとの意見、及び前記5(3)の説明責任において、異議申立人が市民の利益との関係から3の(1)で主張するように、実施機関が、公費を使って公益性のある訴訟を継続するという意味で、そのことに対する説明責任を有するという申立については、重要な指摘であり理解できるものであるとする意見が、それぞれあったので付け加える。

## 6 審議の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年11月14日	諮 問 (平成20年度第2号事案)
平成20年12月12日	異議申立人から意見書收受
平成20年12月16日	審査会 (第1回目)
平成20年12月25日	実施機関から意見書收受
平成21年1月7日~9日	意見書、資料を閲覧に供する (情報公開コーナー)
平成21年 1月16日	審 議 (第2回目) ~ 異議申立人意見陳述
平成21年 2月24日	審 議 (第3回目)